

舞台芸術国際共同制作

申請書略号：Q-IC

担当：文化事業部舞台芸術チーム

日本と外国のアーティストによる舞台芸術作品の共同制作を、JF との共催事業として実施する団体を公募します。

申請資格

次の要件をすべて満たす日本国内の団体。

- 1 文化芸術分野で活動しており、日本国内に登記がある団体。ただし実行委員会として申請する場合、その中核となる団体が日本国内に登記のある団体であることを条件に、申請要件を満たすこととする。
- 2 申請案件の実施以降も、引き続き海外に向けた作品発表や創作活動のビジョンを持つ団体。
- 3 国際共同制作の相手方となる外国側の舞台芸術関係者が国際共同制作の実施を承認していること。
- 4 成果発表を含む配信用映像を制作し、JF がオンライン配信することに同意できる団体。
- 5 制作過程を記録するための外部専門家（プロセス・オブザーバー）の受け入れを承諾し、制作過程の公開に同意できる団体。

対象事業

1 事業内容

演劇、舞踊、音楽、パフォーマンス、伝統・民俗芸能等、すべての舞台芸術作品を対象とします。

※ 日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業については、本プログラムの対象外です。

※ 企画条件の詳細は申請要領をご参照ください。

2 事業期間

2024年4月1日以降に開始し、2024年12月31日までに終了する事業（海外で実施する場合は、日本発着日が事業実施期間内に収まる事業）。

経費負担

企画実施にかかる総経費の70%未満、かつ1,000万円（税込）を上限として、別途申請要領に定める経費を、JF が共催分担金として負担します。

採用実績（参考）

採用4件／応募24件（令和5年度）

選考方針

提出された申請書に基づき以下のような観点から審査を行い、JFの委嘱する審査委員の意見を聴取の上、採否を決定します。

- 1 JFが共催する事業としての必要性（国際交流・相互理解への貢献、外交上の必要性、海外への波及効果等）
- 2 事業計画の内容（具体性・実現性、将来的な発展性、事業全体の質・水準等）
- 3 プロセス・オブザーバーに期待する役割
- 4 申請団体及び海外の国際共同制作団体の実績
- 5 事業実施体制（準備進捗状況、予算計画や収支計画の妥当性、スケジュールの妥当性、事業の効率性・費用対効果等）
- 6 映像制作のための準備・実施体制、団体として成果発表を含む映像がオンライン配信されることの意義
- 7 事業実施地の安全状況

申請締切

2023年11月30日24時（日本時間）（公募申請サイト）

結果通知

2024年3月頃